

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年10月6日（令和4年（行情）諮問第569号）

答申日：令和5年4月20日（令和5年度（行情）答申第29号）

事件名：休業補償請求書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「人事院様式605休業補償請求書 休業援護金支給申請書（人事院規則16-4別表第2）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年8月5日付け防官文第15294号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

請求文書と相違しておりました。

請求文書の開示を求めるものであります。

（2）意見書

国家公務員災害補償における各種申請手続は、人事院規則により様式が定められております。

休業補償請求書においては、人事院規則16-4により特定されております。

諮問庁は、「本件対象文書を適切に特定している。」としておりますが、証拠資料として、人事院規則16-4休業補償請求書を提出します。

資料のように、休業補償請求書と休業補償請求書・休業援護金請求書は、別の文書であります。

これは、上述の人事院規則により明らかであり、諮問庁は対象文書を適切に特定しておりません。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和4年8月5日付け防官文第15294号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2（1）（審査請求書）に記載のとおり、本件請求文書の開示を求めるが、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を適切に特定している。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年10月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月11日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和5年3月17日 審議
- ⑤ 同年4月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する文書として、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定を求めているが、諮問庁は原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり補足して説明する。

ア 処分庁は、本件請求文書に該当する文書として、人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）36条の規定に基づき、「人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）の運用について（平成14年6月20日勤補-182）」（以下「運用について」という。）の別表において、「休業補償請求書」及び「休業援護金支給申請書」の様式が「別紙第2」に定められていることから、当該様式を本件対象文書として特定した。

イ 審査請求人は、対象文書を適切に特定していないなどと主張するが、本件請求文言にある「人事院様式605休業補償請求書 休業援護金

支給申請書」は、上記アのとおり、正に「運用について」において定められている「休業補償請求書」及び「休業援護金支給申請書」の様式であり、「運用について」において、本件対象文書の他に、休業補償及び休業援護金に係る様式は定められていない。

- (2) 当審査会において人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）及び「運用について」を確認したところによれば、上記（1）イの諮問序の説明のとおりであると認められ、上記（1）アの諮問序の説明に不自然な点はない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙（本件対象文書）

国家公務員災害補償 休業補償請求書・休業援護金支給申請書（人事院規則
16-4（補償及び福祉事業の実施）の運用について 別紙第2）